明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・国土交通・環境一）　一

〔告　示〕

○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（経済産業・国土交通・環境一〇七）　三

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する件（国土交通一九七）　八

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件（同一九八）　齒

○自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件（環境一七）　七

○大気汚染防止法第十九条第三項の規定に基づく特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件（同一八）　九

〔官庁報告〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇〇

省　令

○経済産業省
環境省令第一号
国土交通省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第八条、第十二条第一項及び第三項、第十六条並びに第三十一条の規定に基づき、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十八日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「主務大臣が」の下に「告示で」を加え、同条第四項中「主務大臣が」の下に「告示で」を加え、「主務大臣の」を「同項の告示で」に改める。

第十条第一項第四号中「並びに法人にあっては、その代表者の氏名」を削り、同条第二項中「第三条第一項第一号又は第二号」を「前項第二号又は第四号」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「第三条第二項第五号」を「第一項第三号」に改める。

第十一条第一項第二号中「主務大臣が」の下に「告示で」を加える。

第十六条第一項中「様式第八に定める表示」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

一　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定特殊自動車に付することができる表示は、様式第八に定める表示とする。

二　軽油を燃料とする特定特殊自動車に付することができる表示は、様式第十六に定める表示とする。

第十六条第二項中「型式届出特定特殊自動車」の下に「又は法第十二条第二項に規定する道路運送車両法に基づく命令の規定による義務を履行した特定特殊自動車」を加える。

第十八条第一項第二号イ中「付す」を「付する」に改める。

第十九条第十七項第二号中「名称」を「車名」に改め、同項第三号中「並びに法人にあっては、その代表者の氏名」を削り、同条第十八項中「第一項第一号又は第二号」を「前項第二号又は第三号」に改める。

第二十条第一項中「様式第十五に定める表示」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

一　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定特殊自動車に付することができる表示は、様式第十五に定める表示とする。

二　軽油を燃料とする特定特殊自動車に付することができる表示は、次のとおりとする。

イ　第十八条第一項第二号イに該当する排出ガス性能を有するものとして承認を受けた少数生産車に付することができる表示は、様式第十五の二に定める表示とする。

ロ　第十八条第一項第二号ロに該当する排出ガス性能を有するものとして承認を受けた少数生産車に付することができる表示は、様式第十五の三に定める表示とする。

第三十六条の見出し中「地方支分局長」を「地方支分部局長」に改める。

附則第四条第一項中「、この条」を「この条」に改め、同条第二項中「属する特定特殊自動車」の下に「（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものに限る。）」を加える。

様式第五中「（第八条第一項関係）」を「（第八条関係）」に改める。

様式第八中「（第十六条第一項関係）」を「（第十六条第一号関係）」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。